

令和4(2022)年度 サイクルツーリズム推進事業 仕様書

1 委託業務名

令和4(2022)年度 サイクルツーリズム推進事業

2 履行期間

契約の日から令和5(2023)年3月17日(金)

3 事業目的

令和元(2019)年度の訪日外国人は6割がリピーターとなり、彼らの観光スタイルが買い物主体の「モノ消費」から、日本での体験を楽しむ「コト消費」へシフトが進んでいる。とりわけ、サイクリングは地域資源を肌で感じることができる滞在型「コト消費」コンテンツとして有望視されている。

さらに、入国制限緩和後は、3密の環境を避けるため、観光の分散化、ローカル化が進むと想定され、サイクリングはこのようなウィズコロナ・アフターコロナの観光需要とも一致する。

令和3(2021)年度は、ビフォーコロナの本県の宿泊数が1位かつ、サイクリング人口が増加している台湾からの、本県へのサイクルツーリズムの来客の増加を図るため、台湾出身のサイクリスト兼ブロガーを招請し、台湾のサイクリング専門誌及び、メディア、ブロガー自身のSNS等で発信を行い、台湾において県内サイクリングツアーの魅力を広く周知し気運の醸成を行った。

令和4(2022)年度は、前年度の事業による気運醸成の成果を、本県への将来の来客及び宿泊者数の増加につなげていくため、台湾のサイクリングツアーを扱う旅行会社を招請し、県内サイクリングルート視察、走行してもらうことで、広域エリアを複数日に渡って、サイクリングで巡り、観光も楽しむことができる旅行商品造成・販売の促進を図ることを目的とする。

4 業務内容

台湾サイクリスト向けのサイクリングツアーを扱う台湾の旅行会社を招請して、本県のサイクリングコースを巡るファミトリップを実施し、台湾から本県を訪れるサイクリングツアー商品の造成・販売を促す。

【招請対象者】 サイクリングを主目的とした複数日程のツアーの造成・販売実績送客実績のある台湾旅行会社1社以上 各1名以上

【招請エリア】 日光・那須地域を中心としたエリア

【招請時期】 令和4(2022)年 夏期又は秋期

【業務内容】

(1) 招請対象者の選定・調整・連絡

- ◆日本へのサイクリングツアーの造成・販売実績があり、栃木県のサイクリングツアー旅行商品造成に意欲的な旅行会社を1社以上、各1名以上選定すること。
- ◆旅行会社の選定については、特に以下の点について留意すること。
 - ・サイクリングツアー造成の可能性が高い旅行会社について、実績等を確認できる資料を示した上で、選定理由を企画提案書に明示すること。
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響により台湾からの訪日が困難な場合は、サイクリングツアーの造成・販売実績のある在日旅行会社等（台湾に本社のある旅行会社の日本支社等）の手配を行う

こと。

- ・被招請者は、サイクリングツアーを企画・造成できる責任者とする。

(2) 招請・サイクリングコース及びツアーの企画・調整・手配・運営

- ◆日程は4泊5日とすること。
- ◆招請の行程は、原則として5日間のうち3日間以上において自転車で走行する区間を設けること。
- ◆立ち寄る観光施設や宿泊施設を含めて、サイクリングコースの魅力や特徴を企画提案書に明示すること。
- ◆県北地域サイクルツーリズム推進協議会が作成したサイクリングコース「なす1」をコースの一部として組み込むこと。
- ◆サイクリングコースの内容は、協議会の意向を聞き取りの上で、最終決定すること。
- ◆招請期間中は、Wi-Fi環境を整えておくこと。
- ◆被招請者の安全を担保すること。また、招請期間中の事故、治療及び救援等の費用並びに第三者に対する損害が発生した場合の対策を講じること。

(3) 被招請者に対する交通の手配、調整等

- ◆招請する人数分の本県までの交通（往復／航空機を含む）を手配すること。
- ◆必要があれば自転車のレンタルの手配をすること。また、被招請者のサイクリング経験等を踏まえ、必要があれば代替の交通手段を提示すること。
- ◆被招請者が自転車を持参する場合においては、行程中における自転車の管理に細心の注意を払い、盗難、破損等があった場合には、受託者の責任において賠償等の対応を行うこと。

(4) 全行程の宿泊・食事・視察の手配、調整

- ◆招請する人数分の全日程の宿泊・食事を手配すること。
- ◆宿泊施設は、1室1名とすること。
- ◆視察先へのアポイントメント及び招請する人数分の入場料の支払いを行うこと。

(5) 全行程のアテンド

- ◆全行程を原則として同一の者とする。
- ◆自転車で走行する区間については、自転車で先導する者の他に、被招請者をサポートする伴走車（自動車等）を手配すること。

(6) 通訳の手配

- ◆被招請者が日本語を解さない者の場合、全行程において、その実施につき滞りのない運営ができるだけの人数の通訳の手配をすること。

(7) アンケートの作成・実施・回収（督促を含む）・集計・分析及び翻訳

- ◆作成するアンケートについては、今後の本県サイクルツーリズム推進に向けた検討材料となるものとし、想定案について企画提案書に記載すること。
- ◆アンケート実施前に、協議会と協議し、内容の確認を受けること。
- ◆招請事業実施後速やかに回収・集計・分析及び翻訳を行うこと。

(8) 旅行商品造成へのフォローアップ

- ◆招請旅行会社に対して商品造成に必要なフォローアップを行うこと。また、訪日旅行が可能となるタイミングで当該商品をWebサイト・パンフレット・会報誌等を通して台湾国内で販売できるように販売時期の調整を行うこと。

【留意事項】

- (1) 事業において、運営、管理、庶務を行うこと。
- (2) 事業の実施記録については、カメラ等を用いて記録を行うこと。
- (3) 協議会との連絡調整等を密に行うこと。
- (4) 本事業は、協議会と十分な協議を行いながら事業を進めることとし、作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じたときには、その都度、協議会と協議の上、その指示に従い作業を進めること。また、協議会は、作業期間中いつでも、その作業状況の報告（報告書の作成を含む）を求められることができるものとする。なお、本仕様で定めのない事項については、その都度協議会と協議の上、対応するものとする。
- (5) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (6) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (7) 本業務で取り扱うこととなる個人情報の管理は適正に実施すること。
- (8) 成果物に重大な瑕疵があった場合は、受託者において、回収、修正、再印刷等必要な措置を講じること。
- (9) 新型コロナウイルス感染症における社会情勢を考慮した仕様変更については、可能な限り協議会の要望に対応すること。

5 企画提案書に盛り込む内容

- (1) 企画提案者の概要
- (2) 企画提案内容（仕様書記載の業務内容に関する具体的な企画案を記載。また、仕様書に定める内容以外に独自に提案できる事項がある場合は、その内容を記載。）
- (3) 業務遂行人員体制及び業務スケジュール
- (4) 国又は地方公共団体等における同様の受注業務実績
- (5) 見積額（概算及び内訳）

※記載順序は任意とする。

6 成果物の作成

- (1) 効果測定の実施

旅行商品造成へのフォローアップを通じて、被招請者に対して、旅行商品の造成・販売または販売準備状況等に関する調査を行い、その結果を報告書に記載すること。評価指標は次のとおりとする。

- ◆ 被招請者 1社以上 各1名以上
- ◆ 旅行商品造成 1件以上

- (2) 提出物

- ◆ 事業実施報告書 A4 カラー冊子2部及び電子媒体1枚

- (3) 提出期限等

- ◆ 提出期限 令和5(2023)年3月17日(金)
- ◆ 提出場所 栃木県国際観光推進協議会事務局（栃木県観光交流課内）

※提出物は、画像等を用いた視覚的な記録を含めるなど、分かりやすい内容とすること。

7 特記事項

- (1) 当委託業務に関する契約費用（印紙代を含む）は、受託者の負担とする。
- (2) 当委託業務に関する打ち合わせは、栃木県観光交流課内で5回を上限に、協議会が必要と認めるとき行うものとする。